

大分市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時のブロック塀等の倒壊による死傷者等の被害の防止を図るとともに、避難路を確保するため、危険なブロック塀等の除却を行う者に対して交付する大分市危険ブロック塀等除却事業補助金（以下「補助金」という。）について、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、コンクリートパネル造、石造、れんが造その他組積造による塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。）及び門柱をいう。
- (2) ブロック塀等の除却 ブロック塀等の一部又は全部を解体撤去することをいう。
- (3) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、本市内においてブロック塀等を所有し、又は管理する者で、次条の規定により補助金の交付対象と

なるブロック塀等の除却を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、補助対象者としない。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体
- (3) この要綱に基づき補助金の交付を受けたことがある者（当該補助金に係るブロック塀等が除去された一画の土地において、ブロック塀等を除却しようとする者に限る。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

（補助金交付対象基準）

第4条 補助金の交付対象となるブロック塀等は、次に掲げる要件を満たすものであって大分市が危険であると確認したものとする。

- (1) 道路に面するもの
- (2) 高さが1メートル以上あるもの
- (3) ひび割れ又は傾きが認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、要件を満たさないブロック塀等についても、設置の状況及び危険性を勘案して、市長が特に必要と認める場合は、補助金の交付対象とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、ブロック塀等の除却に要する経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1件につき70,000円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ブロック塀等の除却に係る工事に着手する前に、大分市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) ブロック塀等の位置、構造、延長及び高さを記入した見取図
- (3) 現況の写真
- (4) ブロック塀等の除却に係る見積書
- (5) 誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第8条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）

が、補助金の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、その内容を変更しようとするときは、あらかじめ大分市危険ブロック塀等除却事業補助金交付変更申請書（様式第3号）に第6条各号に掲げる書類（変更に係る部分に限る。）を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は前項の承認をしたときは、大分市危険ブロック塀等除却事業補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、事情により補助事業を中止する場合には、あらかじめ大分市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請取下届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の1月31日（やむを得ない事情があると市長が認める場合は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日）のいずれか早い日までに、大分市危険ブロック塀等除却事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の施工前、施工中及び施工後の写真
- (2) ブロック塀等の除去に係る工事に要した費用の領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大分市危険ブロック塀等除却事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、大分市危険ブロック塀等除却事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 第9条の規定による届出があったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月22日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金につ

いては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の実績報告に係る補助金について適用し、同日前の実績報告に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の実績報告に係る補助金について適用し、同日前の実績報告に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際改正前の大分市危険ブロック等除去事業補助金交付要綱に規定する様式の内紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。